令和７年度
学校における児童対象性暴力等（盗撮等を含む）の防止対策について

稲敷市立あずま東小学校
校　長　二宮　隆二

令和６年６月２６日に、こども家庭庁成育局長より「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための設置に関する法律」の交付について、通知されました。児童を対象とした性暴力等は、児童の権利や尊厳を著しく侵害し、児童の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであり、決してあってはならないことです。しかし、残念なことではありますが、県内においても教職員による児童生徒へのわいせつ行為の発生が報告されています。このような状況を鑑み、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和５年７月１３日改正）」を踏まえ、本校における「児童対象性暴力等（盗撮等を含む）の防止対策」を以下のとおり推進する。

「稲敷市立あずま東小学校　児童対象性暴力等（盗撮等を含む）の防止対策」

１　毎月の校内コンプライアンス研修と「安心・安全な学校生活のためのチェックリスト（茨城県教育委員会発出）」を活用したセルフチェックの実施

２　児童との個別相談や個別指導においては、必ず複数で対応する（１対１にならない）こと、密室にならないこと、場所と時間を管理職に報告することの実施

３　児童との私的な電話、メール、ＳＮＳ等でのやりとり及び電話番号やアドレス等を伝えることの禁止

４　児童の身体にむやみに接触することの禁止（安全確保や生活介助等を除く）

５　トイレや更衣室は看護当番が毎日点検し、常に整理整頓に努め、必要最低限の物以外は置かないことの徹底

６　児童を撮影するときは、学校のデジタルカメラ、ビデオカメラを使用し、個人のスマートフォンやデジタルカメラ、ビデオカメラの使用は禁止

７　疑わしい行為や状況に気づいたときや、他の教職員の言動が気になったときは、管理職への報告の義務化

８　生活アンケートやオンライン相談窓口（google classroom）、担任による個別面談、養護教諭による健康相談、ＳＣの積極活用など、児童が悩みや困りごとを気軽に相談できる体制の構築

９　トイレや更衣室にいつもは無いものが置いてあるなど、普段と違うことに気づいたときに、すぐに先生に知らせる指導の実施

10　自分や友達の電話番号やアドレスをむやみに教えないことの児童への指導の実施

11　悩みや困ったことがあるときには、先生達や校外の相談窓口に相談することなどの生命（いのち）の安全教育の実施及び相談窓口の周知徹底

以上

【参考】

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための設置に関する法律案」　https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21309061.htm

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

「子供のＳＯＳの相談窓口（文部科学省）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

安心・安全な学校生活のためのチェックリスト

〈校内の環境整備、体制に関すること〉

□　ロッカーや棚、机、教卓の中はいつも整理整頓されている。

□　空き段ボール箱などの不要なものは、すぐに指定の場所に移している。

□　教室、体育館、更衣室、トイレなどに、普段使用しない備品等を置いていない。

□　壁等に穴が開くなどしている場合には、すぐに修繕（を依頼）している。

□　担当箇所を変更しながら、複数の担当者により、教室等の安全点検を日常的・定期的に行っている。

〈個人に関すること〉

□　スマートフォンなどの個人の持ち物は職員室に置いておき、校長の許可なく、職員室外に持っていくことはない。

□　授業や学校行事等において、個人所有のスマートフォンやタブレット等を用いて撮影することはない。

□　学校の備品を用いて撮影した画像や動画についても、個人使用や校外への持ち出しはしていない。

□　盗撮行為は、児童生徒等の心を深く傷付ける法令に違反する重大な犯罪行為であるということを理解している。

□　他の教職員の言動に違和感や疑問をもった時に相談している。

〈児童生徒への働きかけ〉

□　各教科等の指導を通して、児童生徒が「性犯罪・性暴力に対して適切な行動がとれる力」を身に付けることができる「生命（いのち）の安全教育」を実施している。

（実施日：令和　　年　　月　　日）

茨城県内の
小中高生のみなさんへ

困ったことがあったら、
ここでお話しよう。
いじめや学校・家族のこと、
インターネットのトラブルも、
一人で悩まないで。
いつでも君の話を聞く準備が
できているよ。

受付期間　令和7年4月1日～令和8年3月31日

対応時間　17:00(午後5時)から22:00(午後10時)まで

利用方法

「いばらき子どもSNS相談」では何ができるの？

約束　**相談のひみつは、必ず守ります。**

身近な人には、なかなか言えないような悩みについて、チャット形式で気軽に相談で

LINEで相談する

相談する

悩みを誰かに相談することは、決して恥ずかしいことではありません。相談する事で、気分が楽になったり、自分なりに考えを整理できたり、今までと違った方法を見つけることができます。 あなたの悩みを聞いて、どうする事が一番良いのか一緒に考えます。

LINEの場合は、LINEの登録名とプロフィール画像しかわかりません。 また、Webチャットの場合は、一切あなたのことを特定する情報はありません。

※あなたの身体や生命に危険のある場合や、あなたに対して犯罪などが行われている場合は、あなたを守るため、警察など関係機関と連携して対応することがあります。

どんなことが相談できる？

悩みを誰かに相談することは、決して恥ずかしいことではありません。相談する事で、気分が楽になったり、自分なりに考えを整理できたり、今までと違った方法を見つけることができます。 あなたの悩みを聞いて、どうする事が一番良いのか一緒に考えます。

誰が相談を聞いてくれる？

専門のカウンセラー（相談員）が、あなたの話をていねいにききます。

いばらき子どもSNS相談の利用方法

相談方法①

このホームページから相談する。

「相談する　　」ボタンをタップすると、チャットでの相談ができます。

※チャット対応時間17:00（午後5時）から22:00（午後10時）まで

相談方法②

LINEで相談する

LINEを持っている人は、QRコードをLINEアプリで読み取って、友だち登録しましょう。言いたくない自分の情報は言わなくてOK。 友だち登録後にメッセージで相談できます。

相談方法③

電話で相談したい

「相談対応時間以外で相談したい」「すぐに相談したい」「SNS が苦手…」という人は、下の電話番号に電話してください。 SNS 相談と同じように秘密は守って相談を聞きます。

子どもホットライン

029-221-8181

365日 24時間受付

いじめ・体罰解消サポートセンター

[相談方法] 電話・面談・メール・書き込み

[相談時間] 月～金 9:00～17:00

ネットの秘密を探ろう！安全に楽しくインターネット！

ネットの世界にはたくさんの楽しいことがいっぱい！でも、安全に楽しむためにはちょっとしたコツが必要なんだよ。
このサイトでは、君たちが安心してインターネットを使えるようになるためのヒントやトリックを教えちゃうよ。
さあ、一緒にネットリテラシーを学んで、ネットの達人になろう！

利用方法

2025年3月発行

あなたは大丈夫？スマートフォンを使いすぎると失うかもしれない『大切なもの』

スマートフォンは家族や友だちと連絡をとったり、ゲームを楽しんだり、とても便利な道具ですよね。
でも使いすぎると、みんなが元気に成長するために大切なものが、知らないうちに失われてしまうかもしれません。

LINEで相談する　相談する